

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針（案）

基本理念にのっとり、手話に関する施策を推進していくために、条例第6条の規定に基づく方針を次のとおり定めます。

1 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

（1）基本的方向

市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組みます。

（2）推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話の普及啓発及び理解の広がり仕組みづくりについて、関係団体と協働して進めます。

イ 手話が言語として認識され、手話やろう者について市民の理解が深まるよう、各種イベントや広報紙、ホームページ等を活用した情報の提供に努めます。

ウ 誰もがわかりやすい、手話のリーフレット等を作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組みます。

エ 子どもたちが、手話への関心を高め、親しみをもって学べる環境づくりに努めます。

2 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

（1）基本的方向

現在、音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備していきます。

（2）推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による市政に関する情報提供に努めます。

イ ろう者が、手話通訳者の派遣等の必要な支援が適切に受けられ、安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

ウ 市窓口において、ろう者が行政手続きを円滑に行えるよう必要な対応を行います。

エ 緊急時に正確に通報できる「FAX119」・「NET119」等の制度の周知や、災害時の意思疎通支援に必要な体制の整備等を行います。

3 コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(1) 基本的方向

手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話を使用する市民が、行政サービスを利用する際に、手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施していきます。

イ 市内の事業所に対して、手話やろう者の理解が広まるように、リーフレットの配布や研修会の支援を行います。

ウ 情報機器等を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の導入や情報提供、利便性の向上に努めます。

4 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

(1) 基本的方向

ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話に関する施策が円滑に実施できるよう、市の専任手話通訳者の確保に努めます。

イ 他の自治体や関係団体等の状況を参考に、手話通訳者が活動しやすい環境づくりに努めます。

ウ 手話奉仕員養成講座をはじめとした、手話を学ぶ機会の充実を図ります。

エ 手話通訳に関する資格取得の支援に努めます。

5 市長が必要と認める施策

その他、条例の目的を達成するため必要な施策を講ずるものとします。